

## 広報委員会規程

### (総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第40条の規程に基づき設置された広報委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 この委員会は、本会定款第5条の事業を円滑に遂行するため、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) マスコミとの円滑な情報交換
  - ①当協会主催大会に関わる記者発表の計画・実施。
  - ②大会記録・コメント等の迅速な情報交換。
  - ③マスコミに対するデフバドミンントンのPR活動全般。
- (2) 会員及びバドミントン関係者並びに一般の方に対し大会結果等、迅速且つ正確な情報提供。
  - ①当協会ホームページの充実と更新及び管理。
  - ②当協会主催大会の試合結果速報等の情報活動を行うと共に、インターネットによる記録速報システムの構築を推進。
- (3) 強化委員会との連携を密にして、ナショナル・バックアップチームの活動を積極的にPRしていく。
- (4) 効果的なインターネットの活用による情報活動のスピードアップと効率化を推進。
- (5) その他広報に関する事項

### (委 員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

委員 若干名

第4条 委員は、本会理事会及び学識経験者の中から、代表理事が委嘱する。

2 委員長、副委員長は理事会の議決を経て代表理事が任命する。

3 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委 員 会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、予め意見を表示したものは出席とみなす。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長が決定する。

4 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

附則

この規程は、2018年4月28日から施行する。